# 公用車（小型バス）を売却します

町では、小型バス（29人乗り）を一般競争入札により売却します。

入札の方法等については左記のとおりです。

**◎売却する車両**
日野　小型バス
※車検満了日平成18年7月29日

**◎入札の方法**
持参による一般競争入札
※入札に参加するには、参加資格が定められています。

**◎入札への参加**
バスを管理している総務課にて入札参加の受付をし、入札書を受取り、希望金額を記入し総務課に提出してください。

**◎入札書受付期間**
7月14日（金）～7月24日（月）

**◎開札期日**
7月25日（火）
結果については通知します。

**◆問い合わせ**
総務課☎72－2111

## 平成18年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

スローガン
「思いやる　心ひとつで　事故はゼロ」

運動期間
7月16日（日）～7月25日（火）
までの10日間

運動の基本
高齢者の交通事故防止

運動の重点
1夏休みの子どもの交通事故防止
2無謀運転・過労運転の追放
3後部席シートベルト着用の徹底

# 国民年金コーナー

## 国民年金保険料の免除制度②

6月号では、全額免除制度を紹介しましたが、今回は一部納付（免除）制度を紹介します。

一部納付（免除）制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部納付（免除）制度には、次の3種類があります。

**●4分の1納付**
※平成18年7月から実施
（3、470円）

**●2分の1納付**
（6、930円）

**●4分の3納付**
※平成18年7月から実施
（10、400円）

※（　）内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

**◆所得基準**
前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

**【計算式】**

**●4分の1納付**
78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**●2分の1納付**
118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**●4分の3納付**
158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

**【所得基準のめやす】**
下表のとおり

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

ただし、一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じになってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

来月号では、「若年者納付猶予制度」等について、紹介します。

**◆問い合わせ**
郡山社会保険事務所
☎024－932－3480
町民生活課☎72－6933

### ～一部納付（免除）制度の所得基準のめやす～

| 世帯構成 | 全額免除 | 一部納付 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 1／4納付 | 1／2納付 | 3／4納付 |
| 単身世帯 | 57万円 | 93万円 | 141万円 | 189万円 |
| 2人世帯（夫婦のみ） | 92万円 | 142万円 | 195万円 | 247万円 |
| 4人世帯（夫婦、子供2人） | 162万円 | 230万円 | 282万円 | 335万円 |